

## 第2 補給処ガス需給契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載のガス需給契約に関し、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に従い、これを履行するものとし、乙は、甲が使用するガスを需要に応じて供給し、甲は、その代価として、乙に代金を支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行に当たり、ガス事業法（昭和29年法律第51号）その他関係法令を遵守するものとする。

3 甲及び乙は、契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項及び乙の定める約款（基本契約要項等）の関係条項によることができる。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

### (委任又は下請負の禁止)

第3条 乙は、ガス供給に関し、ガス事業法第2条第1項第11号に規定するガス事業者その他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、一時供給が不足、又は停止する等の事態が生じたとき等については、あらかじめ甲に通知し、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、すみやかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (ガス事業の届出)

第6条 乙は、甲の求めに応じて、ガス事業法第3条に規定する一般ガス事業者としての経済産業大臣の許可証又は同法第37条の7の2に規定する

ガス導管事業若しくは第37条の9に規定する大口供給事業を行う経済産業大臣への届出書及び関係書類の写しを甲に提出するものとする。

(供給の保証)

第7条 供給設備の事故等により、乙が甲に供給するガスに不足が生じた場合、乙は、甲が必要とするガスを乙の負担により供給するものとする。

(管轄区域一般ガス事業者との託送供給契約により生ずる債務の負担)

第8条 乙が供給場所の区域を管轄する一般ガス事業者と締結する託送供給契約によってガスの供給を行う場合は、当該託送供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（甲に起因して生ずる金銭債務を除く。）は、乙が負担とするものとする。

(契約年間使用量)

第9条 契約年間使用量とは、契約で定める1年間の予定月別使用量の合計量をいう。

(契約ガス供給量の変更)

第10条 契約ガス供給量を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

(契約の変更)

第11条 甲は、前条のほか、必要がある場合には、契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額（基準単価料金等）を変更することができる。

(事情の変更)

第12条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額（基準単価料金等）の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(危険負担)

第13条 契約履行について生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害については、この限りではない。

(不可抗力による損害)

第14条 天災地変、その他不可抗力によって、契約履行について損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項に規定する損害が、契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額の負担は、甲乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は、乙の負担とする。

(監督官)

第15条 甲は、必要と認めた場合には、監督官を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙の契約履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(計量及び検査)

第16条 乙は、原則として、月1回計量値の確認を自動検針により行い、計量結果を速やかにファクシミリ等で甲へ通知するものとする。ただし、自動検針できない場合は、目視検針により行う。

2 乙は、前項について、一般ガス事業者が所有するガスメーター又はマイコンメーター（マイクロコンピューターを内蔵しガスの使用状況及び漏えい等を常時監視できるガスメーター）の読みとりにより、ガス使用量を計量及び記録し、甲の指定する検査官の検査を受けるものとする。

3 甲の指定する検査官による検査は、前2項の計量結果等に基づき、行うものとし、疑義が生じた場合、甲は、速やかに乙に通知するものとする。

(料金の算定)

第17条 ガス使用料金の算定は、原則として、月ごととし、前月の計量の検針時から当月の計量の検針時までの期間とする。なお、検針時ごと、小数点第1位以下の端数は切り捨てるものとする。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、

未払金額に対し、年2.5パーセントの支払遅延利息を乙に支払わなければならない。

(計量器(ガスメーター等)の提供及び設置等に係る負担金)

第19条 乙は、契約履行に当たり必要となるガスメーター又はマイコンメーターの提供を行う。

2 乙は、マイコンメーターを提供する場合、必要な付帯設備及び通信回線等の提供を行う。

3 甲は、新たにガスメーター又はマイコンメーターの設置を必要とする場合、乙を通じ、一般ガス事業者に設置の依頼を行うものとする。この際、甲は工事費のみ負担するものとする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により、甲の需要に応じたガスの供給をする見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 前号のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りではない。

3 前項に規定する解除部分の金額については、当該月の解除部分の予定ガス使用量に係る金額を基準とし、甲乙協議して定める。

4 乙が第2項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し年2.5パーセントの延滞金を支払わなければならない。

(無償の契約解除)

第21条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(乙の解除権)

第22条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第10条及び第11条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(契約解除の制限)

第23条 乙は、前2条の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、甲の要求がある場合には、甲の指定する期間までガス供給を継続するものとし、この契約は解除できないものとする。

(甲の契約解除と損害賠償)

第24条 甲は、自己の都合により、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、第22条又は前項の規定による契約解除の場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第25条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第20条第2項に規定する違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第20条第4項の規定を準用する。

(第三者に及ぼした損害)

第26条 契約履行につき第三者に損害が生じ当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りではない。

3 前2項の規定を適用する場合、その他契約の履行につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

(相殺)

第27条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第28条 甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第29条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。この契約終了後においても同様とする。

(その他)

第30条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して定め又は解決するものとする。